

## 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の 公表方法等について（ガイドライン）

平成 15 年 9 月 9 日策定  
平成 17 年 1 月 21 日改定  
平成 18 年 2 月 22 日改定  
平成 19 年 2 月 20 日改定  
平成 20 年 3 月 18 日改定  
平成 26 年 9 月 2 日改定  
令和 6 年 11 月 27 日改定  
令和 8 年 4 月 1 日改定

### 第 1 趣旨

本ガイドラインは、独立行政法人（日本司法支援センターを含む。）の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報を、国民及び関係者に分かりやすく提供するため、主務大臣において公表されるべき事項等について取りまとめたものである。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、各法人の給与水準について、法人及び主務大臣の説明責任を強化するとされていること等を踏まえ、各法人は、給与水準等の状況を明確かつ具体的に説明し、主務大臣は責任をもって検証を行うこと等により、国民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

なお、本ガイドラインは、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

### 第 2 公表されるべき事項

法人ごとに、役員の報酬等及び職員の給与の水準に関して公表する事項は次のとおりとする。

#### 1 役員の報酬等について

##### （1）基本方針に関する事項

- ア 役員報酬の支給水準の設定についての考え方
- イ 役員報酬への業績反映の方法（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）
- ウ 役員報酬基準の内容及び改定状況

##### （2）役員の報酬及び退職金の支給状況に関する事項

- ア 役員各人ごとの報酬（諸手当及び賞与を含む。）の支給状況（年間）及び妥当性の検証結果
- イ 退職した役員経験者各人ごとの退職手当の支給状況及び妥当性の検証結果

(3) 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

2 職員給与について

(1) 職員の給与費の管理等の基本方針に関する事項

- ア 職員給与の支給水準の設定等についての考え方
- イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）
- ウ 職員給与の内容
- エ 職員給与の改定状況

(2) 職員給与の支給状況等に関する事項

- ア 常勤職員の数
- イ 職員の雇用形態別及び職種別の給与・賞与の支給状況（年間）
- ウ 年齢別の年間給与の分布状況
- エ 職位別の年間給与の分布状況
- オ 賞与における査定部分の比率

注： ウ～オについては、各法人の提出したデータに基づき人事院において算定した数値及び指数を用いることとし、当面、事務・技術職員（これに加えて、研究部門を有する法人にあつては研究職員、病院部門を有する法人にあつては医療職員（病院医師及び病院看護師）、教育部門を有する法人にあつては教育職員（高等専門学校教員））の状況を記載する。

- (3) 給与水準の妥当性の検証等
- (4) モデル給与
- (5) 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

3 総人件費の状況

4 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

5 その他

### 第3 公表の様式、時期、方法等について

前記第2の「公表されるべき事項」は、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」（令和4年3月改訂）中のQ79-1に対するA17（役員及び職員の給与の明細）（3）の「総務大臣の定める様式に則って公表する事項」とし、その様式は別添「様式1」のとおりとする。

「様式1」の公表は、独立行政法人通則法第38条第3項に基づく財務諸表の開示と併せて行われるほか、独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報を国民一般が容易に了知し得るよう、以下の方法等によることとする。

#### （1） 「公表されるべき事項」の公表方法及び時期

ア 主務大臣及び独立行政法人は、当該法人の財務諸表（附属明細書）の主務大臣への提出時期に別添「様式1」により公表するとともに、主務大臣は総務大臣に公表資料を提供する。

イ 公表は、主務官庁及び独立行政法人のホームページ上で行うとともに、主務官庁において記者発表する。

ウ 独立行政法人が統廃合等により解散した場合には、その業務を承継する法人において統廃合された法人について公表を行う。業務を承継する法人がない場合には、主務大臣が行うこととする。

#### （2） 「公表されるべき事項」の総括発表

総務大臣は、主務大臣等による「公表されるべき事項」を取りまとめ、総務省のホームページ上で総括的に閲覧可能とする。

### 第4 発表のための給与等の調査と指標の作成

#### （1） 独立行政法人の役職員の給与等実態調査の実施

主務大臣は、毎年、事業年度終了後（4月）、独立行政法人の役職員の給与等実態調査（前年度中に支給された月例給及び特別給の総額等についての調査）を行い、当該調査結果を総務省に提出することとする。調査票は、別添「様式2」を参考にして設計することとする。

#### （2） 国家公務員との比較指標の作成等

給与水準の国家公務員との比較指標（法人基準年齢階層ラスパ

イレス指数) その他の発表に必要な指標等については、(1)の調査に基づき、人事院が作成・提供することとする。

(3) 個人情報の保護

主務大臣、総務省及び人事院は、(1)の調査結果について、個人情報の保護に留意する。

以 上

# 様式 1 公表されるべき事項

別 添

〇〇法人の役職員の報酬・給与等について(〇年度)

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

( )

② 〇年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

( )

③ 役員報酬基準の内容及び〇年度における改定内容

法人の長 ( )

理事 ( )

理事(非常勤) ( )

監事 ( )

監事(非常勤) ( )

2 役員報酬等の支給状況

役名	○年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長				( )			
A理事				( )			
B理事				( )			
C理事 (非常勤)				( )			
D理事 (非常勤)				( )			
A監事				( )			
B監事				( )			
C監事 (非常勤)				( )			
D監事 (非常勤)				( )			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

〔

〕

理事

〔

〕

理事(非常勤)

〔

〕

監事

〔

〕

監事(非常勤)

〔

〕

【主務大臣の検証結果】

〔

〕

4 役員の退職手当の支給状況(○年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長						
理事A	千円	年	月			
理事B	千円	年	月			
理事A (非常勤)	千円	年	月			
理事B (非常勤)	千円	年	月			
監事A	千円	年	月			
監事B	千円	年	月			
監事A (非常勤)	千円	年	月			
監事B (非常勤)	千円	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	
理事A	
理事B	
理事A (非常勤)	
理事B (非常勤)	
監事A	
監事B	
監事A (非常勤)	
監事B (非常勤)	

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

[ ]

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方  
(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

[ ]

③ 給与制度の内容

[ ]

④ 給与制度の〇年度における主な改定内容

[ ]

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員(〇年4月1日時点): 人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員): 人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	〇年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当等	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
------	---	---	----	----	----	----

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

再雇用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を除く。

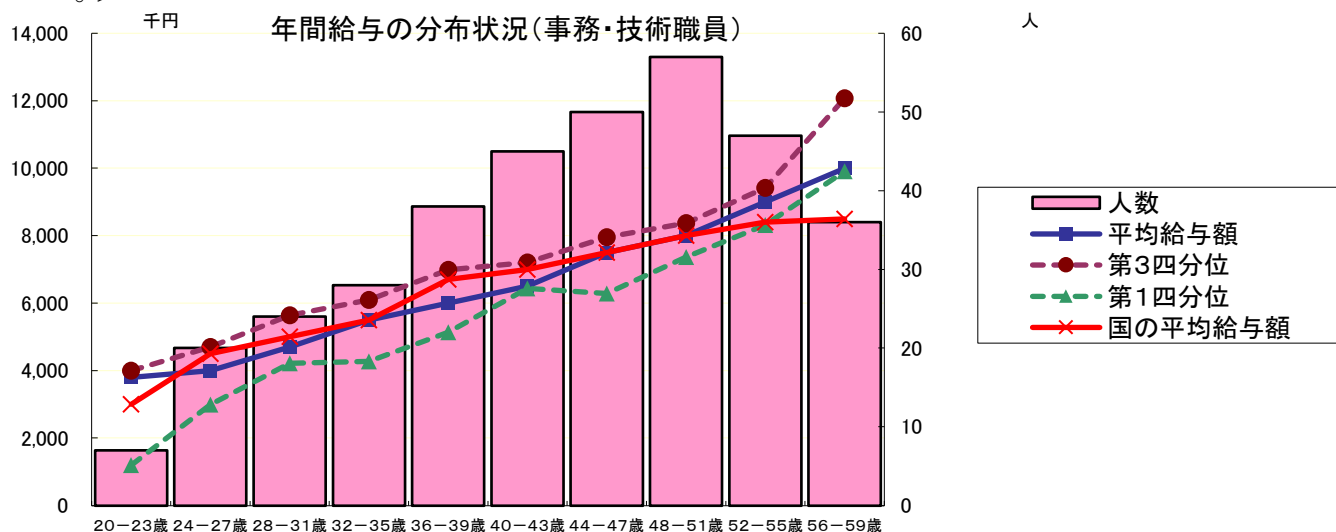
注2: 「再雇用職員」とあるのは、行政執行法人にあつては「再任用職員」とする。

注3: 「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

注4: 「通勤手当等」は、通勤手当と在宅勤務等手当の合算

注5: 年俸制を導入している法人にあつては、年俸制適用職員を分けて記入する。

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))〔在外職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1: ②の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 該当の職種において任期付職員及び年俸制適用職員が在籍する場合は、その取扱いを記載する。

④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))

(●●職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位 〔・本部課長 ・本部係員〕	人	歳	千円	千円
				～ ～

⑤ 賞与(○年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))

区分		夏季(○月)	冬季(○月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～

### 3 給与水準の妥当性の検証等

○●●職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案                   ○○○.○</li> <li>・年齢・地域勘案           ○○○.○</li> <li>・年齢・学歴勘案           ○○○.○</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案   ○○○.○</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p>
講ずる措置	

### 4 モデル給与

### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

### Ⅲ 総人件費について

区 分	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円	千円	千円	千円	千円	千円

注: 中期目標管理法 人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

### Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

### Ⅴ その他

